

改定前	改定後
第 5 条（利用代金の決済） 1. 会員の利用代金は乙が毎月末日に締め切り、会員は表記金融機関の預金口座からの自動振替により翌月から毎月 <u>26 日</u>（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に第 2 項に定める支払方法により乙に支払うものとします。乙は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。 2. 本制度の支払金の支払方法は、利用月の翌月 1 回払、回数指定分割払のうちから会員が本制度利用の際に指定した方法によるものとします。 3. 翌月 1 回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表のとおりとなります。 利用代金 100,000 円 12 回払 分割払手数料 100,000 円×8.00 円/100 円＝8,000 円 支払金合計 100,000 円＋8,000 円＝108,000 円 第 1 回目支払額 9,000 円 第 2 回目以降支払額 9,000 円	第 5 条（利用代金の決済） 1. 会員の利用代金は乙が毎月末日に締め切り、会員は表記金融機関の預金口座からの自動振替により翌月から毎月 <u>27 日</u>（金融機関休業日の場合は翌営業日、以下「支払期日」という）に第 2 項に定める支払方法により乙に支払うものとします。乙は、毎月の支払に係わる利用代金明細書を支払期日までに会員の届出住所あてに送付し通知します。 2. 本制度の支払金の支払方法は、利用月の翌月 1 回払、回数指定分割払のうちから会員が本制度利用の際に指定した方法によるものとします。 3. 翌月 1 回払、回数指定分割払を指定した場合の支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下表のとおりとなります。 利用代金 100,000 円 12 回払 分割払手数料 100,000 円×8.00 円/100 円＝8,000 円 支払金合計 100,000 円＋8,000 円＝108,000 円 第 1 回目支払額 9,000 円 第 2 回目以降支払額 9,000 円
第 7 条（公租公課・費用等の負担） 1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、契約の途中で公租公課に変更がある場合は、当該公租公課の増額分を負担するものとします。 2. 会員は、乙が商品等を引き取ったことにより乙から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を乙が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。 3. 会員は、次の費用を負担します。 (1) 会員が乙に対する支払に要する送金手数料等。 (2) 支払を遅滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき、又は乙が会員に振込用紙を送付したときは、各手続 1 回につき <u>330 円</u>（税込）。 (3) 乙が訪問集金をしたときは、1 回につき 1,100 円（税込）。 (4) 乙が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催	第 7 条（公租公課・費用等の負担） 1. 会員は、名義のいかんにかかわらず、商品等の取得・所有・保有・使用及び提供を受ける役務並びにその他契約の締結及び履行等に係る一切の公租公課（消費税等を含む。以下同じ）を負担するものとします。また、契約の途中で公租公課に変更がある場合は、当該公租公課の増額分を負担するものとします。 2. 会員は、乙が商品等を引き取ったことにより乙から支払を受ける消費税がある場合には、その消費税相当額を乙が会員の債務の内金弁済として任意に充当することに同意します。 3. 会員は、次の費用を負担します。 (1) 会員が乙に対する支払に要する送金手数料等。 (2) 支払を遅滞したことにより、乙が再度金融機関に口座振替等の手続をしたとき、又は乙が会員に振込用紙を送付したときは、各手続 1 回につき <u>210 円</u>（税込）。 (3) 乙が訪問集金をしたときは、1 回につき 1,100 円（税込）。 (4) 乙が会員に対し書面による催告をしたときは、当該催

告に要した実費。	告に要した実費。
第 19 条（合意管轄裁判所） 会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、乙の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。	第 19 条（合意管轄裁判所） 会員は、本規約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、<u>会員の所在地</u>、乙の本社、支店、営業所、センターの所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。
第 20 条（規約の変更） <u>乙は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、乙のホームページに公表その他相当の方法で会員に周知することにより、本規約を変更できるものとします。ただし、利用限度額の増減額等、諸条件の変更に関し通知・公表の有無・方法が定められている場合、その条項に従うものとします。</u>	第 20 条（規約の変更） <u>乙は、次の各号のいずれかに該当する場合、予め効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。</u> <u>① 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。</u> <u>② 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。</u> <u>(2) 乙は、予め変更後の内容を会社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。</u>